

川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例施行規則の一部を改正する規則
(案)

川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例施行規則（平成20年川崎市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第11条中「5割相当額」の次に「（10円未満の端数は、切り捨てる。）」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料については、なお従前の例による。

制 定 理 由

有馬・野川生涯学習支援施設条例の一部改正に伴い、利用料金の減免について所要の整備を行うため、この規則を制定するものである。

川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例施行規則 平成20年6月27日教委規則第15号 (第1条～第10条 略)</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第11条 条例第10条の規定により、指定管理者が利用料金を減額し、又は免除する場合及びその額は次のとおりとする。</p> <p>(1) 市がその事務事業のため使用するとき。 5割相当額 <u>(10円未満の端数は、切り捨てる。)</u></p> <p>(2) 国又はその他の地方公共団体がその事業のため使用するとき。 5割相当額 <u>(10円未満の端数は、切り捨てる。)</u></p> <p>(3) 市が構成員となっている協議会、研究会等が主催する行事等のため使用するとき。 5割相当額 <u>(10円未満の端数は、切り捨てる。)</u></p> <p>(4) 市が指導育成を行うことを必要とする団体が、その目的のため使用するとき。 5割相当額 <u>(10円未満の端数は、切り捨てる。)</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、指定管理者は委員会が特に理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>○川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例施行規則 平成20年6月27日教委規則第15号 (第1条～第10条 略)</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第11条 条例第10条の規定により、指定管理者が利用料金を減額し、又は免除する場合及びその額は次のとおりとする。</p> <p>(1) 市がその事務事業のため使用するとき。 5割相当額</p> <p>(2) 国又はその他の地方公共団体がその事業のため使用するとき。 5割相当額</p> <p>(3) 市が構成員となっている協議会、研究会等が主催する行事等のため使用するとき。 5割相当額</p> <p>(4) 市が指導育成を行うことを必要とする団体が、その目的のため使用するとき。 5割相当額</p> <p>2 前項に定めるもののほか、指定管理者は委員会が特に理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(以下 略)</p>